

第3期第6回美術品補償制度部会 議事録

1. 日 時 平成26年2月28日（金）16:30～18:00

2. 場 所 文化庁特別会議室（旧文部省庁舎5階）

3. 出席者（委員）

・馬淵部会長，鈴木部会長代理，箱守委員，大原委員，岡部委員，
佐藤委員，富田委員，雪山委員，井上委員，佐野委員，白原委員，
中林委員，村上委員

（事務局）

・山下文化財部長，江崎美術学芸課長，渡辺課長補佐，
松本美術品補償調査官

4. 概 要

- （1）美術品補償制度に係るヒアリングにおける主な意見について
- （2）審査等（非公開）
- （3）今期の制度運用の総括（非公開）
- （4）その他（非公開）

※議題（2），（3），（4）は，「文化審議会美術品補償制度部会の会議の公開について」（平成25年5月10日文化審議会美術品補償制度部会決定）により非公開。

（1）美術品補償制度に係るヒアリングにおける主な意見について

鈴木部会長：それでは，美術品補償制度に係るヒアリングにおける主な意見についてでございます。展覧会における美術品損害の補償に関する法律の附則においては，法律の施行後3年を目途として，法律の施行状況や社会経済状況の変化等を勘案し，国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から，補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え，必要があると認めるときは所要の措置を講ずることが定められております。このため，今期の部会では，本年6月をもって法律の施行後3年が経過することから，美術品補償制度に係る問題点や課題を抽出するため，4回にわたり関係機関や有識者からヒアリングを実施してまいりました。

今回，事務局において，ヒアリングにおける主な意見を整理しておりますので，説明をお願いいたします。

渡辺課長補佐：それでは，資料2を御覧いただきたいと思います。これまで4回にわたり実施した美術品補償制度に係るヒアリングにおいてこれまでに出てきた主な意見を資料2にまとめておりますので，御説明させていただきます。

まず、美術品補償制度の発足による成果ということで、様々な御意見を頂きました。主な御意見としましては、借用先が多いですとか、評価額が高い等々の理由から、これまで開催ができなかった展覧会が開催可能となったということ。また、日本の美術品補償制度が信頼を得て、これまで他国に貸し出されなかった作品を借り受けることができたということ。また、多様なすぐれた美術品に、広範な人々が比較的容易に接することができる機会が作られたということ。また、美術館にとって、この美術品補償制度の申請について、美術館の設備ですとか運営体制一般について見直し、また改善を図るよい機会になったということ。これまで制度の適用実績のない美術館にとっても、国際標準の展覧会を実現するに当たって、満たさなければならない諸条件を提示するという意味で、教育的な意味があったのではないかという御意見。また、ある程度の保険料負担の軽減に一定程度寄与していると考えられるといったような御意見がございました。

また一方で、現在の美術品補償制度に係る現状と課題ということで、様々な御意見を頂いたところですが、まず、これまでに12件、制度の適用が認められた展覧会がございましたけれども、この制度が質の高い展覧会を広く全国で開催されるように国が支援するといったような制度の趣旨に反して、大都市圏、特に東京での展覧会に集中しているということ。また、12件という適用実績も、他国の中では少ないのではないかとといったような御意見がございました。

その原因としては、この総評価額50億円という条件にかなう展覧会がなかなか少ない。また、その大半が大都市圏で開催されるものであるということ。また、保険料率に関して、制度設計時に期待されたほどには下がっていなかったということ。また、海外の美術館に日本の補償制度が十分に浸透していないのではないかとというような御意見がございました。

また、このほか、今の日本の美術館では、多岐にわたる業務を少ない学芸員が担っているということで、なかなか作品の保全に学芸員が集中できる状況にはないのではないかと。今後地方の美術館がこういった要求を満たしていくのが難しいのではないかとという御意見がございました。

それから、今までの実績を見ると、多くが大手の新聞社、マスコミ等々が主催に入っている展覧会となっていますけれども、これの意味するところとしては、そもそも大きな展覧会を開催し、また制度の適用を申請する上では、こういったマスコミあるいは企画会社のような企業が関わらないと実施ができないということの意味しているのではないかとという御意見がございました。

また、それに関連してですが、マスコミと共催する展覧会では、施設の規模あるいは興行といった面を考慮すると、どうしても大都市圏の大型の美術館・博物館に集中するのは否めないのではないかと。こういった制度が浸透することで、そういった展覧会に偏ってしまうということを懸念するというような御意見がございました。

また一方で、今までの実績12件については、事故が発生していないということは評価すべきであるという御意見がございました。

こういった現状や課題に対して、様々な改善方策等も頂いたわけですが、一つは、美術品の補償範囲、補償金額ですとか補償対象を含めて御意見を頂いたものがございます。まず、やはり一番大きなものとしては、自己負担額の引下げという御意見で、これについてはヒアリングを行ったどの方々からも一様に頂いた御意見かと認識しております。

まとめますと、通常損害の自己負担額50億円という条件を引き下げることが望まれるといったことが、大体の皆様の御意見でございました。幾つかのバリエーションがございまして、50億円を特定損害の自己負担と同様に1億円まで引き下げられないかといった御意見ですとか、50億円というのは残しつつも、30億円とか20億円とか何段階かに分けるというようなことは考えられるのではないかというような御意見。また、自己負担額について、総評価額に対する比率で決めるといった方法で下げられないだろうかというような御意見がございました。

また、補償対象の在り方についても御意見を頂いておまして、一つは個人が所有する作品への制度の適用が難しいということで、なかなか制度が利用しづらいというような御意見。また、今の制度については、主要な美術品を海外から借りる展覧会を対象としているけれども、国内の作品についても検討を始めてはどうかと。これについては、今でも国内作品は可能ではありますが、展覧会の要件としては主要なものが海外から借り受けるものというのが展覧会の要件になっているところでございます。

また、イギリスの例を少し挙げていただいた御意見なのですが、美術品に限定されない様々な作品に関する展覧会で、なおかつ多くの入館者が期待されないような展覧会にも制度が適用されると、とても意味があるのではないかという御意見がございました。

また、これと併せて多く聞かれましたのが、そもそもの制度の申請手続に関する御意見でございました。やはりもう少し簡略化できないかという御意見がかなり大勢であったわけですが、分類いたしますと、一つは申請書類の内容とか項目について、それから、申請書類の提出時期とか提出方法について、分類できるかと思っております。例えば、申請書類について必要な資料に厳選してほしいといったような御意見ですとか、作品ごとの第三者評価額といったものを書くことはなかなか大変であるといったような御意見。また、評価額を記載した展示プランの提出の必要性でありますとか、半年以上前の申請の段階で、作品の個票というのを作成するのが難しいといったような御意見がございました。

また、提出時期と提出方法に係る問題としては、施設に関する書類を簡略化できないかという御意見。また、申請の時期が早過ぎるというような御意見で、なかなかその段階で詳しい輸送の面とか展示プランといったものが確定できないという御意見がございました。

また、このほか制度の適用見込みに関連してということですが、今、計画している展覧会が、制度の適用を受けられるかどうか前もって分からない

いと計画が具体化できないということで、最終的な制度適用の決定の前に、制度の適用を受けられるかどうか予想できるような、展覧会の重要性とか内容に係る基準のようなものを検討してほしいというような御意見がございました。

また、海外の美術館等の所有者がこの制度を受け入れるための方策ということで、引き続き海外の美術館とかコレクター等に対して、理解を促進することが必要であるということ。また、約款の免責事項が多いことを理由にして、海外の主要国からこの制度が受入れられないといったことで、約款の改訂を昨年行ったわけですけれども、これについて余り印象が変わらないのではないかとというような御意見がございました。

また、このほかの制度の改善に向けた方策ということで、幾つかの御意見を頂いております。まず、審査の在り方ということですが、展覧会の開催のメリットなどについても配慮していいのではないかとといったような御意見。また、多くの入館者が見込まれない展覧会でも、美術館が独自の調査研究に基づいて企画する展覧会、なおかつ非常に高額な作品を借り受けることが必要である場合にこそ、この制度がうまく機能すべきであるという御意見がございました。

また、事故対応の在り方に関しまして、実際に事故が発生したときに保険会社に委託する業務内容、それから査定対応の体制といったような事故対応に係る具体的な運用指針について、あらかじめ決めておく必要があるという御意見がございました。

また、軽減された保険料の使途ということで、補償制度の適用が決まった時点では、既にその年の美術館などの事業、予算が固まってしまっているの、なかなかその軽減された分の事業を膨らませるのが難しいといった御意見。また一方で、これまで保険料が高くて開催が難しかった展覧会が開催されるということが国民的利益なのであって、高校生無料化とか、そういったことを求めるのは本末転倒ではないかといったような御意見がございました。

また、その他として、文化庁ですとか文化審議会の体制についても、特に文化庁の方だと思えますけれども、もう少し国際的な展覧会の実務に精通した専門家を入れてほしいといった御意見ですとか、将来的にも見直しの機会を定期的に作っていくべきであるといったような御意見がございました。

以上でございます。

鈴木部会長：ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等があれば、御自由にどうぞ御発言をお願いしたいと思います。箱守委員は何か御意見はありませんか。

箱守委員：特にはありません。ずっと聞きましたけれども、網羅されていると思います。

鈴木部会長：そうですね。分かりました。それでは、これで主な意見をまとめたということで、次に進みたいと思います。今期の部会は本日で終了しますけれども、今

のこの問題につきましては来期の部会に引き継ぎまして、これまでのヒアリングにおける意見を踏まえて、引き続き美術品補償制度の改善に向けた論点をまとめていただきたいと思いますと思っております。

(2) 審査等

- ・ 「オルセー美術館展 印象派の誕生 ー描くことの自由ー」及び特別展「台北国立故宫博物院 ー神品至宝ー」に関して、展覧会における美術品損害の補償に関する法律第3条第1項の規定に基づく補償契約を締結することについて、平成26年2月28日に開催された専門調査会における調査の報告の後、審議を行った。審議の結果、これらの展覧会の主催者と補償契約を締結することは適当である旨の答申がなされた。

(3) 今期の制度運用の総括

- ・ 平成25年度における補償契約の締結状況及び平成26年度の補償契約締結限度額（案）等について、事務局から報告を行うとともに、今期の制度運用の総括を行った。

(4) その他

- ・ 事務局から美術品補償制度申請要領の改訂案について説明し、意見交換が行われた。